

規制評価ワーキング・グループの設置について（案）

平成 27 年 5 月〇日
政策評価審議会政策評価制度部会決定

政策評価審議会議事運営規則（政策評価審議会規則第 1 号）第 9 条第 1 項において準用する第 8 条の規定に基づき、政策評価審議会政策評価制度部会に、規制評価ワーキング・グループを置く。

1. 審議事項

規制に係る政策評価の改善方策等に関する事項

2. 構成員

部会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員